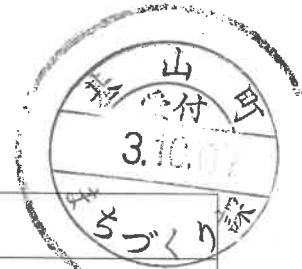


## 様式第3号（第10条関係）

## 基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。



提案期日	令和3年 10月 5日	
提案件名	・7区秋光川河川桜ロードの対岸舗装件	
提案者	住所又は 所在地	基山町長野 電話
	氏名又は 名称	第7区・区長 平山康治
<p>※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。</p> <p>提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 一部希望する ( ) <input type="radio"/> 希望しない</p> <p>※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。</p>		
提案の概要	<p>・当地区は、平成21年3月に秋光川河川部に近隣の企業と7区区民と一体となり桜の苗木80本を植樹現在桜街道となって近隣住民の散策コースとなっています又昼休みに近隣企業の方の散歩コースになっている、7区区民で毎月1回桜ロード草刈り年2回桜の木消毒、葛カズラの撲滅作業等桜ロード維持管理を行っています。桜ロードの方は、舗装されていますが、対岸は舗装されていない為夏場は、草が伸びて対岸は、散策できない状況です。対岸に平成30年に河津桜を10本植樹し散策コースとして準備をしています。</p> <p>対岸も舗装をお願いし、桜ロードの周回散策コースとして整備したい。</p>	
提案の背景	<p>近年区民の高齢化が進み健康志向もあり近隣住民の方の散策が増加しています。又7区地区の道路は、工業団地化が進み農地が物流センターに代わり物流センターのトラックが渋滞散策コースが消滅しています。今後更に田園風景は、一遍し散策は、秋光川河川しかできない状況です。</p>	
提案の課題	<p>桜ロードの対岸も河津桜10本を植樹し散策コースとして整備を進めていますが、特に夏場は、草が伸び年間5回程度の草刈りでは、草が伸びすぎて、通行出来ない状況です。(対岸は、道路が舗装されていない為頻繁に草刈りが必要です。)</p> <p>7区まちづくり計画でも秋光川桜ロードの周回遊歩道整備を計画していますので、対岸の舗装整備が課題です。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋光川桜ロードの対岸舗装整備をお願いし、桜ロード周回散策コースとしてを整備する。</li> </ul>
目標設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図示の所の舗装整備をお願い致します。</li> </ul>

提案内容	<p>位置図 →部分の桜ロードの対岸道路</p>   <p>※ 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どの様な体制で、どれだけの期間、どの様な事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案して下さい。</p>
------	---